

## 法定相続分と遺留分

遺言による相続分の指定がない場合は、法定相続分(900条)によることとなり、具体的には下表の通りとなります。

順位		相続人		相続分(遺留分)	
適用	法定	配偶者	他の親族	配偶者	他の親族
1	第1順位	有り	子	1/2 (1/4)	1/2 (1/4)
2	第2順位		直系尊属	2/3 (1/3)	1/3 (1/6)
3	第3順位		兄弟姉妹	3/4 (1/2)	1/4 (無)
4			なし	全部 (1/2)	—
5	第1順位	なし	子	—	全部 (1/2)
6	第2順位		直系尊属	—	全部 (1/3)
7	第3順位		兄弟姉妹	—	全部 (無)

※他の親族の該当者が複数存在する場合は、相続分の中で均等分します。

※非嫡出子の相続分は、嫡出子の相続分の二分の一となります。(民900条4号但書)

※直系尊属の場合、生存する最近親のみの相続となります。

